

令和5年2月16日付け監査委員告示第1号公表分

(1) 政策財務部

財産管理課

監査の結果	<p>津市公印規則の遵守について</p> <p>津市公用バス運行業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。</p>
措置の内容	<p>公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。</p>

(2) スポーツ文化振興部

文化振興課

監査の結果	<p>財産台帳の適正な整備について</p> <p>令和3年度において、津リージョンプラザ無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。</p> <p>津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。</p>
措置の内容	<p>津市公有財産規則に基づき、津リージョンプラザ館内Wi-Fiシステムについて、工作物台帳に登録した。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当</p>

	該規則に基づき、適正な管理を行っていく。
--	----------------------

(3) 健康福祉部

ア 子育て推進課

監査の結果	<p>財産台帳の適正な整備について</p> <p>令和3年度において、公立保育所及び認定こども園の無線ネットワーク等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。</p> <p>津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。</p>
措置の内容	<p>津市公有財産規則に基づき、無線ネットワーク（Wi-Fi）を配備した公立保育所及び認定こども園すべての工作物台帳に登録した。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。</p>

イ 高齢福祉課（河芸総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課）

監査の結果	<p>補助金交付事務手続の見直しについて</p> <p>津市老人クラブ重点活動事業補助金について、令和4年9月に三重県からの補助事業採択後、河芸総合支所市民福祉課及び美杉総合支所市民福祉課に指示をし、河芸地域内5地区、美杉地域内4地区の老人クラブに、同年4月1日付けで補助金交付申請書を提出するよう依頼文を送付させていた。その後、両総合支所市民福祉課は、同日付けの補助金交付申請書の提出を受け、同日付けの收受印を押印し、同日付けで交付決定していた。</p> <p>高齢福祉課においても、津地域内9地区の老人クラ</p>
-------	---

	<p>ブに対し、同様の日付を遡った事務手続をしていた。</p> <p>公文書で日付を遡った申請書の提出を市民に対し依頼することはもとより、明らかに実際の押印日とは異なる日付で交付決定通知書に公印を使用しており、公文書取扱い上の観点から適正であるとは言えない。</p> <p>本補助金に係る一連の事務の流れを整理し、実際の日付に即した適正な補助金交付事務となるよう、事務手続を見直されたい。</p>
措置の内容	<p>令和5年3月に、令和5年度の津市老人クラブ重点活動事業補助金について、当該補助金交付要綱に基づき、令和5年4月末日までに申請するよう、各老人クラブに対して通知を送付した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう実際の日付に即した適正な補助金交付事務を徹底していく。</p>

ウ 障がい福祉課

監査の結果	<p>津市公印規則の遵守について</p> <p>視覚障害者自立歩行生活訓練事業業務委託に係る契約の締結については、津市事務専決規程に基づき、決裁区分が部次長となっている。この委託契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。</p>
措置の内容	<p>公印使用の際は、津市公印規則の遵守を徹底し、適切に対応するよう課内に周知し、再発防止に努めている。</p>

エ 健康づくり課

監査の結果	<p>(ア) 保健センター使用料の使用許可前徴収について</p> <p>白山保健センターにおける保健指導室（多目的ホール）の使用許可申請に対し、使用希望日時に加えて申請書欄外に先日付の予約日時を記入することで、先日</p>
-------	---

	<p>付分の使用料も含めた使用料を一括で徴収し、後日、先日付分の使用許可申請書の提出を受け、使用料は徴収済として使用許可書を交付しているものがあつた。</p> <p>津市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条において、使用許可を受けた者は、（中略）使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。」とされており、このような使用許可前の使用料徴収はできないものである。</p> <p>今後は、同条例及び同条例施行規則を遵守した適正な使用料の徴収事務を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>関係各保健センター職員に対して、再度津市保健センターの設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則における使用料の徴収事務に係る規定を周知徹底した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう事務処理上疑問点が生じた場合は、健康づくり課管理担当と協議を行うこととし、適正な使用料の徴収事務を徹底していく。</p>

監査の結果	<p>(イ) 津市事務専決規程の遵守について</p> <p>医療関係法人への津市保健事業等交付金に係る2件の交付決定決裁について、いずれも交付決定額が1,000万円以上であるため、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、副市長決裁（1,000万円以上）とすべきところ、担当理事決裁（300万円以上1,000万円未満）により交付決定していた。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、同規程を遵守されたい。</p>
措置の内容	<p>今後は、このようなことがないよう津市事務専決規程の遵守を徹底していく。</p>

(4) 久居総合支所
地域振興課

監査の結果	ポルタふれあいセンター使用料の適正な徴収について
-------	--------------------------

	<p>て</p> <p>津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例において、冷暖房時の使用料については、施設使用料の2分の1の額を使用料に加算し、使用許可の際に納付することとされている。</p> <p>しかしながら、使用許可申請の際に冷暖房費を適正に徴収しているものもあれば、後日、月まとめて冷暖房費のみを徴収しているものも見受けられた。</p> <p>施設の使用を許可する際には、相手方に冷暖房の使用の有無を十分に確認し、同条例に基づく使用料の適正な徴収を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>特定の団体が使用する場合は、同団体と平成23年12月15日付けで締結した覚書により、月まとめて徴収してきたが、津市ポルタひさいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例に基づき、使用料に加算して使用許可の際に徴収している。</p>

(5) 河芸総合支所
市民福祉課

監査の結果	<p>条例施行規則に基づく事務処理の徹底について</p> <p>津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項第1号において、使用許可の申請期間は「使用しようとする日の属する月の3月前から前日まで」と定められている。</p> <p>しかしながら、施設の設置目的に即した団体に対しては、前年度に年間通しての使用許可申請ができるようにしており、令和4年度においても、複数の団体の令和4年4月から令和5年3月までの使用許可申請及び使用料減免申請を受付し、一括して使用許可及び免除決定をしていた。</p> <p>使用許可及び免除決定に際しては、同条例施行規則に基づく事務処理を徹底されたい。</p>
措置の内容	<p>津市河芸ほほえみセンターの設置及び管理に関する</p>

	<p>条例施行規則に定められた使用許可申請期間を遵守し、適正な事務処理を徹底している。</p>
--	---

(6) 芸濃総合支所
地域振興課

<p>監査の結果</p>	<p>芸濃総合文化センターの適正な使用許可及び使用料の減免手続について</p> <p>使用料が免除となる津市芸濃町文化協会の加入団体として使用許可申請書及び使用料減免申請書が提出された団体について、未加入であるにもかかわらず、使用許可及び免除決定がなされていた。使用許可申請書の備考欄に同協会に加入との記載がされていたが、実際は関連団体が加入していたものであった。</p> <p>真の申請者が誰であるかを十分に確認し、公正公平な使用許可及び使用料の減免手続を徹底されたい。</p>
<p>措置の内容</p>	<p>津市芸濃総合文化センター内市民ホール及び大研修室に関する規則に基づいた使用許可手続を徹底するとともに、減免基準に基づく適正な事務処理を徹底している。</p>

(7) 安濃総合支所
地域振興課

<p>監査の結果</p>	<p>財産台帳の適正な整備について</p> <p>令和3年度において、サンヒルズ安濃無線ネットワーク（Wi-Fi）等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。</p> <p>津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。</p>
--------------	--

措置の内容	<p>津市公有財産規則に基づき、サンヒルズ安濃館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。</p>
-------	---

(8) 白山総合支所
地域振興課

監査の結果	<p>ア 財産台帳の適正な整備について</p> <p>令和3年度において、白山総合文化センター無線ネットワーク (Wi-Fi) 等環境整備業務委託を実施しているが、工作物台帳に登録がされていなかった。</p> <p>津市財産に関する条例において、財産については、財産台帳を備え当該物件の価格を評定して基礎を明らかにし、取得、管理及び処分その他必要な事項を詳しく記載しておかなければならないとされており、Wi-Fi設備については津市公有財産規則に基づき、通信装置として工作物台帳に登録されるべきものである。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、同規則に基づき、適正に財産台帳を整備されたい。</p>
措置の内容	<p>津市公有財産規則に基づき、白山総合文化センター館内 Wi-Fi システムについて、工作物台帳に登録した。</p> <p>今後、財産の取得、管理及び処分に当たっては、当該規則に基づき、適正な管理を行っていく。</p>

監査の結果	<p>イ 行政財産貸付契約の見直し及び適正科目による収納について</p> <p>白山体育館のジュース自動販売機については、平成12年11月20日に個人と設置に係る覚書を締結しており、設置の条件は「電気使用料として1台につき1ヶ月700円を町に納入すること。」とされている。</p> <p>しかしながら、実際には行政財産使用料として年額756円、電気使用料として月額3,000円を収納していた。</p>
-------	--

	<p>行政財産使用許可の手続によらず、行政財産使用料として歳入していること、覚書にもよらない金額を請求していることは、適正な収納事務であるとは言えない。契約の在り方を見直すとともに、適正な科目により収納されたい。</p>
措置の内容	<p>覚書の相手方に対して、自動販売機の撤去を申し入れ、令和5年3月28日に撤去済であり、覚書による契約については合意解除を行った。</p>